

議案第 47 号

入間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和元年 6 月 4 日提出

入間市長 田 中 龍 夫

提 案 理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

入間市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は、半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の入間市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。